

名古屋大学二葉会規則

昭和 27 年12月 制定

” 32 年 3月 改正

” 35 年11月 ”

” 37 年 4月 ”

” 39 年 4月 ”

” 42 年 4月 ”

” 45 年 4月 ”

” 46 年 4月 ”

” 49 年 5月 ”

” 52 年 5月 ”

” 58 年 4月 ”

平成 3 年 4月 ”

” 12 年 4月 ”

” 16 年 4月 ”

” 18 年 4月 ”

” 19 年 5月 ”

” 24 年11月 ”

” 26 年11月 ”

” 28 年 4月 ”

” 29 年 5月 ”

第1章 総 則

第1条 本会は「名古屋大学二葉会」と称する。

第2条 本会は本部の所在地を名古屋市千種区不老町に置き、本部事務所を名古屋大学工学部・工学研究科電気系教室内に設置する。必要と認めた地方には、地方支部を設けることができる。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、文化の向上発展に資することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 本会はつぎの会員及び会友によって組織する。

- 1 正 会 員 名古屋大学工学部電気系学科卒業生ならびに名古屋大学大学院工学研究科 電気系専攻課程修了・満了生
- 2 準 会 員 名古屋大学工学部電気系学科に在学する学生ならびに名古屋大学大学院工学研究科 電気系専攻課程に在学する学生のうち正会員でないもの

- 3 特別会員 名古屋大学工学部・工学研究科電気系教室の現職及び退職教員ならびに 本会に特に関係したものであって会長の推薦したもの。
- 4 名誉会員 本会に特別な関係を有し、かつ本会の発展に寄与したもので、総会において推薦されたもの。
- 5 会友 下記のうち本人の希望するもの。
 - (1) 名古屋大学工学部・工学研究科電気系教室の現職職員または職員経験で 1, 3 以外のもの。
 - (2) 名古屋大学工学部電気系学科、大学院工学研究科電気系専攻に在学したものと及び研究員経験者。

第3章 役員

第5条 本会はずぎの役員を置く。

顧問 若干名 会長 1 名 副会長 若干名 評議員 若干名
会計監事 若干名 幹事 若干名

第6条 会長は正会員より選出するのを原則とし、顧問は会長の推薦によるものとする。

第7条 1 評議員は正会員および特別会員より選出する。ただし、支部長は評議員となる。 2 副会長、会計監事および幹事は会長が任命する。

第8条 1 顧問は会長の諮問に応じ、また本会の事業の遂行について会長に助言する。

2 会長は本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 評議員は役員会において会務を評議する。

5 会計監事は会の会計を監査する。

6 幹事は役員会において会務を評議し、また会務を処理する。

第9条 役員任期は2 年とする。

第10条 副会長、評議員、会計監事、幹事の員数、及び職掌、その他の事項は細則による。

第4章 事業

第11条 本会はずぎの事業を行う。

1 総会の開催

2 会員名簿の刊行

3 会報の発行

4 その他本会の目的達成上必要と認めた事業

第12条 本会事業に関するその他の事項は細則による。

第5章 会 計

第13条 本会は入会金、会費、寄附金、及びその他の収入を基本金とする。

第14条 本会の運営は基本金による。

第15条 1 正会員あるいは会友となる際には入会金を納入する。

2 正会員及びに会友は会費年額を納入する。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 記 電気系学科卒業生とは、電気学科、電気工学第2学科、電子工学科、電子情報学科、電気電子・情報工学科(電気電子工学コース)、電気電子情報工学科を卒業したもの、電気系専攻課程修了・満了生とは、電気工学、電気工学第2及び電子工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、電子情報学専攻、電子情報システム専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、情報通信工学専攻を修了または満了したものをいう。